

研修名 人権擁護研修Ⅰ（基礎）【北部】

平成28年7月28日（木）13：30～16：00

講演 「子どもの最善の利益を守る」

講師 京都造形芸術大学 浦田 雅夫 氏

子どもや家庭のおかれた状況を再確認し、子どもの権利保障を具体化していくための気づきを得て、日々の保育実践に生かすことが研修のねらいであった。

児童福祉法第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

児童福祉法第2条第1項

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める。

児童福祉法第25条

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

児童福祉法第1条・児童福祉法第2条第1項・児童福祉法第25条の中から子どもが守られなければならない権利、大人が子どもを守っていく権利を多く学んだ。又、数々に起きている事例を含め子ども虐待についても学んでいった。

事件や親の幼少期よりの背景、親と子どもの一対一での育児の難しさ、サポートする人が居ない孤独感より虐待が起きるなど、常識では考えられないことも理解し、ありのままの母親をサポートすることで親自身が癒され、子どもが虐待を受けず、母子ともに育つこともできていく。

事例

再婚で子どもとの関係が上手くいかず虐待死が起きた。

平成 17 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月末の約 10 年間で 1009 人の虐待死、
心中があり、心が痛んだ。

児童相談所の 48 時間ルールにより子どもが守られつつある。

子ども、親の変化を発見した時、私たちはアセスメント（家庭の情報集め・家の状況）をみることや通報により、場合によっては園だと園長が一時保護でき、子どもを守っていくことができる。

親が育児で困っている時には育児のサポート、親を受け止めることや当事者の気持ちに寄り添っていくことで子どもを守っていくことができ、虐待を防いでいきことができる。

最後に、子どもの権利条約の柱である「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を大切に今後も日々の保育に活かしていきたい。

（ 記録 コスモス保育園夜間保育所 木下 愛子 ）

感想

日々の保育に追われる中で、研修に参加させていただき、ひとりひとりに向き合い、ひとりひとりを理解して関わっていきことの大切さを改めて感じることができました。

家庭、子どもと一番身近に接する保育園の役割の重大さを忘れず、プロとして子どもたちを守っていきたいと思います。又、かつて子どもであった親、なぜそうなってしまったのか、育ってきた背景をも考え孤独な現代社会に生きる親たちの良き相談相手になれば良いなと感じました。

目の前の身近なところから、自分のできることをしていきたいです。

（ 記録 コスモス保育園 吉良 志伸 ）

